

令和4年3月1日

令和3年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例	・・・	1
2	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例	・・・	4
3	鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例	・・・	5
4	鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例	・・・	6
5	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	・・・	7
6	鳥羽市消防団条例	・・・	9
7	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例	・・・	12

新旧対照表

(件名) 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第2号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>削除</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>削除 削除</p> <p><u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p><u>第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2）育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(委任) 第27条 (略)	(委任) 第25条 (略)

新旧対照表

(件名) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第8号)

改 正 案 (新)			現 行 (旧)		
別表 (第1条、第2条関係)			別表 (第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)			(略)		
学校歯科医	年額 1校につき224,000円に 園児・児童・生徒1人 につき <u>400円</u> を乗じて得 た額を加えた額	同	学校歯科医	年額 1校につき224,000円に 園児・児童・生徒1人 につき <u>260円</u> を乗じて得 た額を加えた額	同

新旧対照表

(件名) 鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例 (昭和39年条例第37号)

改正案 (新)				現行 (旧)			
別表 (第3条関係)				別表 (第3条関係)			
名称	位置	定員	種別	名称	位置	定員	種別
(略)				(略)			
鳥羽市立答志保育所	鳥羽市答志町494番地	60人	保育所	鳥羽市立答志保育所	鳥羽市答志町494番地	60人	保育所
鳥羽市立菅島保育所	鳥羽市菅島町3番地1	20人	保育所	鳥羽市立かがみうら保育所	鳥羽市浦村町1348番地2	40人	保育所
(略)				鳥羽市立菅島保育所	鳥羽市菅島町3番地1	20人	保育所
				(略)			

新旧対照表

(件名) 鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第4号)

改正案(新)		現行(旧)	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
堅子 老人憩の家	鳥羽市堅子町118番地	堅子 老人憩の家	鳥羽市堅子町118番地
岩倉 老人憩の家	鳥羽市岩倉町10番地5	岩崎 老人憩の家	鳥羽市鳥羽1丁目3番10号
(略)		岩倉 老人憩の家	鳥羽市岩倉町10番地5
		(略)	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例 (平成30年条例第1号)

改 正 案 (新)			現 行 (旧)		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー源 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。) <u>第2条第3項各号</u>に掲げるエネルギー源をいう。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(事業計画の届出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業者は、再エネ特措法<u>第9条第4項</u>の規定による認定の通知を受けたときは、速やかに当該通知の写しを市長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前条の規定は、前項の規定による届出に、同条第1項から第3項までの規定により調整した内容が含まれる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー源 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。) <u>第2条第4項各号</u>に掲げるエネルギー源をいう。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(事業計画の届出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業者は、再エネ特措法<u>第9条第3項</u>の規定による認定の通知を受けたときは、速やかに当該通知の写しを市長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前条の規定は、前項の規定による届出に、同条第1項から第3項までの規定により調整した内容が含まれる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第1項	第3条に定める適用事業について事業計画を作成しようとするとき	次条第4項の規定による届出に、この項から第3項までの規定により調整した内容が含まれるとき	第1項	第3条に定める適用事業について事業計画を作成しようとするとき	次条第4項の規定による届出に、この項から第3項までの規定により調整した内容が含まれるとき

改正案（新）			現行（旧）		
	再エネ特措法第9条第1項	再エネ特措法第10条第1項		再エネ特措法第9条第1項	再エネ特措法第10条第1項
	認定の申請をする前	変更に係る認定の申請又は第9条の規定による工事の届出の前のいずれか早いとき		認定の申請をする前	変更に係る認定の申請又は第13条の規定による工事の届出の前のいずれか早いとき
	次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項		次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項
(略)			(略)		
6 (略)			6 (略)		

新旧対照表

(件名) 鳥羽市消防団条例 (昭和47年条例第2号)

改 正 案 (新)			現 行 (旧)		
(定員) 第3条 団員の定数は、 <u>490人</u> とする。			(定員) 第3条 団員の定数は、 <u>510人</u> とする。		
別表第1 (第13条関係)			別表第1 (第13条関係)		
階級	支給単位	金額	階級	支給単位	金額
(略)			(略)		
副団長	年額	<u>69,000円</u>	副団長	年額	<u>63,000円</u>
分団長	年額	<u>50,500円</u>	分団長	年額	<u>51,000円</u>
副分団長	年額	<u>45,500円</u>	副分団長	年額	<u>37,500円</u>
部長	年額	<u>37,000円</u>	部長	年額	<u>30,000円</u>
班長	年額	<u>37,000円</u>	班長	年額	<u>27,000円</u>
団員	年額	<u>36,500円</u>	団員	年額	<u>25,500円</u>
(略)			(略)		

改正案（新）					現行（旧）				
別表第2（第14条関係）					別表第2（第14条関係）				
種別	区分	要件	支給単位	金額	種別	区分	要件	支給単位	金額
災害	火災出動、水防出動、人命救助出動等の災害出動	活動時間（現場到着から現場引揚までの時間をいう。以下同じ。）4時間以上のもの	1災害	8,000円	災害	火災出動、水防出動、人命救助出動等の災害出動	活動時間（現場到着から現場引揚までの時間をいう。以下同じ。）1時間以上のもの	1災害	5,000円
		活動時間1時間以上4時間未満のもの	1災害	5,000円			活動時間1時間未満のもの	1災害	3,000円
		活動時間1時間未満のもの	1災害	3,000円	捜索	行方不明者等の捜索	活動時間1時間以上のもの	1事案	5,000円
活動時間4時間以上のもの	1事案	8,000円	活動時間1時間未満のもの	1事案			3,000円		
捜索	行方不明者等の捜索	活動時間1時間以上4時間未満のもの	1事案	5,000円	警戒	危険箇所警ら、災害被害調査等の災害警戒等の出動及び警戒待機	消防長が認め消防団長の命によるもの（警戒待機については、所定の詰所に待機し出動準備体制を整え情報収集に当たる場合も含む。）	1災害	3,000円
		活動時間1時間未満のもの	1事案	3,000円					
		警戒	危険箇所警ら、災害被害調査等の災害警戒	消防長が認め消防団長の命によるもの					

改正案（新）				現行（旧）
	戒等の出動及び警戒待機	（警戒待機については、所定の詰所に待機し出動準備体制を整え情報収集に当たる場合も含む。）		（略）
（略）				

新旧対照表

(件名) 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年条例第16号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>